

事 務 連 絡
平成 26 年 12 月 17 日

各府省官房長 各位

内閣官房行政改革推進本部事務局長

独立行政法人の役員人事に係る任命手続について

去る 6 月 13 日に独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されるところである。

同法においては、国会審議において、主務大臣が法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めることとし、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努める旨規定されたところである（同法による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 20 条第 3 項）。

また、改正法の附帯決議（衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会）においても、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく公募は引き続き行うこととされている。

こうした点を踏まえ、平成 27 年 4 月 1 日以降に任命が予定されている独立行政法人の役員人事に係る任命に際しては、下記の取組を行うこととされたい。

記

- 1 「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく公募は、引き続きこれまでどおり実施すること。
- 2 改正法による改正後の独立行政法人通則法第 20 条第 3 項の規定の趣旨を踏まえ、主務大臣が独立行政法人の長又は監事を任命する際に公募によらない場合は、関係機関・団体等への候補者の推薦の求め、外部有識者の意見の聴取等により適任者を選定・確保するよう努めるとともに、任命理由等の公表により任命にかかる透明性の確保を図ること。

以 上